

道路交通法の一部を改正する法律要綱

(注) 傍線部分が、今回施行期日を定める分である。

第一 自転車等の交通事故防止のための規定の整備

一 車両（特定小型原動機付自転車等を除く。）は、当該車両と同一の方向に進行している特定小型原動機付自転車等（歩道又は自転車道を通行しているものを除く。）の右側を通過する場合（当該特定小型原動機付自転車等を追い越す場合を除く。）において、当該車両と当該特定小型原動機付自転車等との間に十分な間隔がないときは、当該特定小型原動機付自転車等との間隔に応じた安全な速度で進行しなければならないこととする。この場合においては、当該特定小型原動機付自転車等は、できる限り道路の左側端に寄って通行しなければならないこととする。（第十八条関係）

二 自転車を運転する場合においては、当該自転車が停止しているときを除き、携帯電話用装置、自動車電話用装置その他の無線通話装置を通話のために使用し、又は当該自転車に取り付けられ若しくは持ち込まれた画像表示用装置に表示された画像を注視してはならないこととする。（第七十一条関係）

三 自転車の酒気帯び運転及びこれを幫助^{ほう}する行為をした者に対する罰則を創設する。（第百十七条の二

の二及び第百十七条の三の二関係）

四 第八章の罪に当たる行為のうち別表第二の上欄に掲げるものであつて、重被牽引車^す以外の軽車両の運転者（十六歳未満の者を除く。）がしたものを、反則行為とすることとする。（第百二十五条及び別表

第二関係）

五 その他所要の規定を整備する。

第二 その他

一 運転の定義に関する規定を整備することとする。（第二条関係）

二 準中型自動車仮免許及び普通自動車仮免許の欠格事由を十七歳六か月に満たない者に引き下げるとともに、準中型自動車免許及び普通自動車免許の運転免許試験を受けることができる年齢を十七歳六か月に引き下げることとする。（第八十八条及び第九十六条関係）

三 その他所要の規定を整備する。

第三 施行期日等

一 施行期日

(一) (二)を除き、この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

(二) 第一の二及び三並びに第二の一については、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

二 所要の経過措置を設ける。